

佐賀県建設工事総合評価落札方式標準型実施要領

(目 的)

第1条 この要領は、佐賀県が発注する建設工事において実施する総合評価落札方式標準型（以下「標準型」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要領において、総合評価落札方式とは、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、施工能力、技術提案及び価格が最も有利なものを持って申し込みをした者を落札者とする方式をいう。また、「標準型」とは、公共工事の品質確保の促進に関する佐賀県行動方針の4（1）の定めによるほか、技術提案を求める方式をいう。

(対象工事)

第3条 標準型は、技術的難易度及び設計価格等により「総合評価落札方式選定フロー」を基に選定する。

(落札者決定基準等の決定)

第4条 収支等命令者は、対象工事及び落札者決定基準、落札者の決定について技術審査会で審議し、総合評価技術委員会に意見を聞き決定する。

(総合評価技術委員会)

第5条 収支等命令者等は、総合評価落札方式を行おうとするとき、対象工事ごとに、あらかじめ次に掲げる事項（1）、（2）について学識経験者2名以上の委員で構成する総合評価技術委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かななければならない。併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについても意見を聴き、必要があるとの意見が述べられた場合には（3）について意見を聴かななければならない。

（1）標準型の対象工事

（2）落札者決定基準を定めようとするとき

（3）落札者を決定しようとするとき

2 会議は、事務局が必要に応じて招集する。

3 事務局は、意見聴取の結果を収支等命令者へ報告する。

4 委員会は公開しない。また、何人も委員会の内容を漏らしてはならない。

5 委員会の事務局は、入札・検査センターが所管する。

(技術審査会)

第6条 収支等命令者等は、前条に掲げる事項について委員会に意見を聞くにあたって、事前に技術審査会（以下「審査会」という。）に諮らなければならない。

2 審査会の構成は、次のとおりとする。

名 称	会 員 の 構 成	備 考
部内審査会	部長、副部長及び会長があらかじめ指名する者から5名以上とする	1 部内に設置 2 会長は部長
課（入札・検査センター）内審査会	課長（センター長）、参事、技術監、検査監、副課長（副センター長）、副検査監から5名程度内1名は事務職	1 課（入札・検査センター）内に設置 2 会長は課長（センター長）とする
所内審査会	所長、副所長、課長から5名程度内1名は事務職	1 各現地機関に設置 2 会長は所長とする

3 部内審査会は設計価格5億円以上の対象工事について審査を行う。課（所）内審査会は、これ以外の案件について審査を行う。

4 会長に事故やその他の事情があるときは、会長があらかじめ指名する会員がその職務を代理する。

5 会議は、会長が必要に応じて招集する。

6 会議は、会員の総数の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

7 審査会は公開しない。また、何人も審査会の審査の内容を漏らしてはならない。

8 審査会の庶務は、部内審査会においては入札・検査センター、課内審査会においては各課、所内審査会においては担当課が行う。

(総合評価の方法)

第7条 総合評価落札方式による落札者の決定方法は、基礎点に落札者決定基準における項目ごとの得点の合計点である加算点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた評価値をもって決定するものである。

$$\text{技術評価点} = \text{基礎点} + \text{加算点}$$

$$\text{評 価 値} = \text{技術評価点} \div \text{入札価格}$$

なお、基礎点は100点とし、加算点、落札者決定基準及び得点配分は対象工事ごとに落札者決定基準を定めるものとする。

(入札公告等に示す事項)

第8条 総合評価落札方式により入札を行う場合、入札公告等に次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 総合評価落札方式による入札であること
- (2) 入札の評価に関する評価事項及び評価基準
- (3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
- (4) 技術提案の不履行の場合における措置
- (5) 価格以外の評価点についての疑義の照会ができること

(技術提案書の提出)

- 第9条 入札参加者は、収支等命令者等が要求した企業及び技術者に関する資料及び技術提案書（以下「提案書等」という。）又は設計図書に参考として示した仕様書及び図面等（以下「標準案」という。）により施工する旨の意志表明書を併せて提出するものとする。
- 2 技術提案が不採用になった場合であっても、標準案による施工の意思がある入札参加希望者は、提出する提案書等にもその旨を明記するものとする。
 - 3 提案書等については、次のように取り扱うものとする。
 - (1) 作成等に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
 - (2) 返却及び公表は原則として行わない。
 - (3) 提出後における提案内容の変更は認めない。
 - 4 次の場合は、入札参加資格について欠格とする。
 - (1) 提案書等又は標準案により施工する旨の意思表示書が提出されない場合
 - (2) 提案書等の内容が不適当な場合
 - (3) 提案書等が不採用で標準案により施工する旨の意思表示がない場合

(提案書等の採否、欠格の通知)

- 第10条 提案書等の採否、欠格の通知については、技術提案の審査結果通知書（様式第11号）により通知するものとする。
- 2 提案書等が不適切なために欠格となる場合は、通知に併せてその理由も付すものとする。

(提案書等が適切と認められなかった場合の理由の説明)

- 第11条 前条の通知を受けたものは、当該通知を受けた日から原則として5日（佐賀県の休日に関する条例第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、収支等命令者等に提案書等が適切と認められなかった場合の理由の説明を求めることができる。
- 2 前項の理由の説明を求められた収支等命令者等は、速やかに提案書等が適切と認められなかった理由を書面により回答するものとする。

(落札者の決定)

第 12 条 落札者は、入札参加者で入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、評価値が最も高い者とする。ただし、評価値が基礎点（100 点）を予定価格で除した数値に対して下回った場合はこの限りではない。

2 評価値の最も高い者が 2 者以上ある時は、くじ引きにより落札者を決定するものとする。但し、評価値は小数点以下 13 桁目を切捨てた値とする。

3 前 2 項で決定する落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、当該入札をした他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とするところがある。

なお、当該認定（調査等）については、「佐賀県建設工事低入札価格調査制度事務処理要領」を適用する。

（落札者決定の通知）

第 13 条 落札者が決定したときは、入札参加者に、落札者が決定したことを通知するものとする。

（審査結果等の公表）

第 14 条 審査結果については、建設工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要領に基づき落札者決定後速やかに公表する。

（落札者として選定されなかった場合の理由の説明）

第 15 条 入札参加者で落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して 5 日以内（休日を含まない。）に、収支等命令者等に落札者として選定されなかった場合の理由の説明を求められることができるものとする。但し、説明を求めた入札参加者以外の者の審査内容の説明は求めることが出来ないものとする。

2 前項の理由の説明を求められた収支等命令者等は、速やかに回答するものとする。

（技術提案の保護等）

第 16 条 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する場合はこの限りでない。

2 設計図書で施工方法を指定しない部分の工事に関して、発注者が技術提案書を適正と認めた場合においても、技術提案を行った受注者は、その部分の工事に関する責任を負うものとする。

(価格以外の評価内容の確保)

第 17 条 収支等命令者等は、落札者が提出した提案書等の内容の履行に努めるものとする。

その内容の全てを契約書、仕様書その他の付属書類に記載するものとする。

2 受注者が提案書等の内容のとおり施工できなかった場合は、工事成績評定の減点対象とする。また、修補を請求し、修補が困難又は合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。ただし、天災等やむを得ない事情による場合はこの限りでない。

3 契約後、落札者が提出した資料等に関し、虚偽記載等悪質な行為が判明した場合は、契約の解除を行うとともに、指名停止等の措置を講じるものとする。

(秘密の保持)

第 18 条 第 14 条の規定による公表を除き、この要領に基づき入札参加者から提出された資料等は原則公表しない。

(その他)

第 18 条 本要領に定めのない事項及びこれによりがたい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

本要領は、平成 19 年 5 月 1 日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

本要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

本要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

本要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。